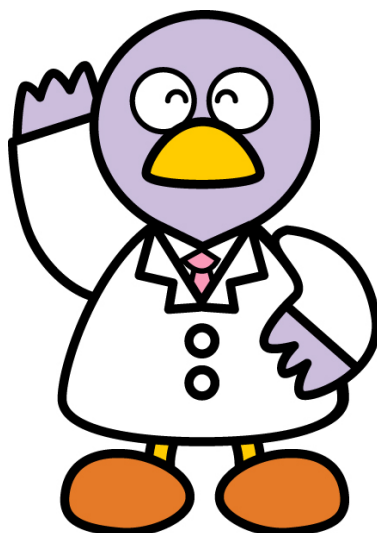


令和7年度
埼玉県医師育成奨学金
(出身者奨学金)
貸与の手引き

◆ 一定の条件を満たすと、奨学金の返還が免除になります ◆



埼玉県のマスコット
「コバトン」

保健医療部 医療人材課



彩の国
埼玉県

令和7年度 埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金）貸与の手引き

目 次

令和7年度埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金） 募集要項	1
------------------------------	---

制度について

1 制度の概要	3
2 奨学金の返還猶予	4
3 奨学金の返還免除	5
4 奨学金の貸与の取消し・交付の停止	6
5 奨学金の返還	7

奨学金貸与候補者の募集について

6 応募方法・期間	8
7 応募手続き	8
8 選 考	11

奨学金貸与候補者となった場合の手続について

9 奨学金の貸与の申請	11
10 申請（大学入学決定後）に必要な書類	12
11 申請書類の提出方法	12
12 借用証書の提出	12
13 貸与後の諸手続	13
14 Q&A	15
15 問い合わせ先	17

（主な書類の記入方法）

埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考応募申請項目	18
埼玉県医師育成奨学金応募チェックリスト	22
埼玉県医師育成奨学金貸与申請書	23
誓約書	24
埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書	25
在学届	26
埼玉県医師育成奨学金借用証書	27

令和7年度 埼玉県医師育成奨学金（出身者奨学金） 募集要項

1 募集期間

令和7年6月20日（金）10時～令和7年7月18日（金）17時

2 応募資格

次の（1）から（3）のすべてに該当する者

（1）次のいずれかに該当する者

ア 貸与の申請（11ページ参照）の時に本人又は同一世帯の親（未成年後見人である親族を含む。以下同じ。）が埼玉県内に住所を有する者

イ 埼玉県内の高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。）を卒業する見込みである者又は卒業した者

ウ 埼玉県内の高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みである者又は修了した者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した埼玉県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みである者又は修了した者

（2）貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有する者

（3）医師免許を得た後、特定地域（※1）の公的医療機関（※2）又は特定診療科等（※3）に医師として勤務する意思を有する者

3 募集定員 若干名

4 募集コース

上記2「応募資格」（3）に沿ったコース別募集を行います。

志望に応じ、下記のいずれかのコースを選択し応募してください。

選考（申請内容審査、小論文、面接）、貸与後のキャリアアップ支援等は選択いただいたコースに基づき実施します（貸与候補者の決定は2コース共通で行います）。

【特定地域の公的医療機関志望コース】

医師免許を得た後、特定地域（※1）の公的医療機関（※2）に医師として勤務することを志望する方

【産科・小児科・救命救急センター志望コース】

医師免許を得た後、特定診療科等（※3）に医師として勤務することを志望する方

※ 選択いただいたコースは、貸与決定まで変更することはできません。入学後、適性などにより希望する進路に変更が生じたような場合、面談などを通じてフォローアップを行っていきます。

5 貸与金額

月額 20万円以内

6 貸与期間

大学卒業まで（上限6年）

7 返還免除

医師免許を得た後、直ちに奨学金貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域（※1）の公的医療機関（※2）に医師として引き続いて勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講する場合を含む。）をしたとき又は特定診療科等（※3）に医師として勤務したとき。

8 応募手続

募集期間内にWEBで応募申請の手続きを済ませてください。
（詳細は8ページ参照）

9 選考方法

申請内容審査、小論文選考及び面接選考により決定します（面接選考は申請内容審査及び小論文選考合格者に対し実施）。

（1）申請内容審査

応募があった者に対して、申請内容の審査を行います。

（2）小論文選考

応募があった者に対して、8月3日（日）に実施します。

（場所：さいたま市内）

8月28日（木）15時に申請内容審査及び小論文選考の合格者をホームページで発表します。

（3）面接選考

（1）及び（2）に合格した者に対して、9月28日（日）に実施します。

（場所：さいたま市内）

（4）最終選考結果

面接選考受験者に対し、10月16日（木）までに発送（郵送）します。

※ 災害、感染症の拡大等により小論文選考、面接選考を実施しないことがあります。

10 留意事項

県外の大学の医学を履修する課程に入学が認められなかった場合は、貸与候補者としての資格を失います。

再度、奨学金の貸与を希望する場合は、来年度以降に改めて本制度に応募する必要があります。

※1 特定地域

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町

※2 公的医療機関

都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会開設者が開設する病院等

〈特定地域の公的医療機関の例〉

県立循環器・呼吸器病センター、秩父市立病院、東松山市立市民病院、深谷赤十字病院、済生会加須病院、小川赤十字病院、国民健康保険町立小鹿野中央病院
(R7.6.1 現在)

※3 特定診療科等

埼玉県内の病院の産科、小児科、救命救急センター

制度について

1 制度の概要

(1) 埼玉県医師育成奨学金貸与制度の概要

埼玉県出身の県外大学医学生に奨学金を貸与することにより、県内の医師確保が必要な公的医療機関や産科、小児科又は救命救急センターに勤務する医師を育成するものです。

【本制度のメリット】

貸与期間の1.5倍の期間、特定地域(※1)の公的医療機関(※2)又は特定診療科等(※3)に医師として勤務すれば奨学金の返還を免除します(※1、※2、※3については2、3ページを参照)。

(2) 対象者

次の①から⑤までの条件をすべて満たす者

① 次のいずれかに該当する者

ア 貸与の申請の時に本人又は同一世帯の親が埼玉県内に住所を有する者

イ 埼玉県内の高等学校(中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。)を卒業する見込みである者又は卒業した者

ウ 埼玉県内の高等専門学校の第3学年の課程を修了する見込みである者又は修了した者

エ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により文部科学大臣が指定した埼玉県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みである者又は修了した者

② 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有する者

③ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者

④ 同種の奨学金の貸与を受けていない者

⑤ 医師免許を得た後、特定地域(※1)の公的医療機関(※2)又は特定診療科等(※3)に医師として勤務する意思を有する者(※1、※2、※3については2、3ページを参照)

(3) 貸与金額

月額 20万円以内

(4) 貸与期間

大学卒業まで（上限6年）

(5) 貸与方法

4半期ごとに3か月分を一括して貸与者名義の口座に振り込みます。

2 奨学金の返還猶予

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が猶予されます。

なお、返還の猶予については、その申請に基づき決定されますので、すべての申請が認められる訳ではありません。

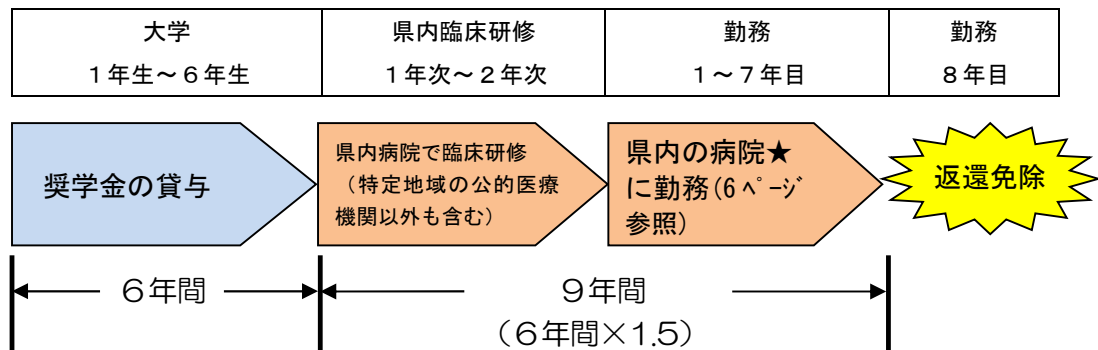
- (1) 特定地域の公的医療機関に医師として勤務しているとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しているとき。
- (2) 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講しているとき。
- (3) 後期研修を受講しているとき（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）。
- (4) 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思を有するとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

3 奨学金の返還免除

次に該当する場合は、奨学金の返還が免除されます。

- (1) 医師免許を得た後、直ちに貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域の公的医療機関に医師として引き続き勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をしたとき又は特定診療科等に医師として勤務したとき。

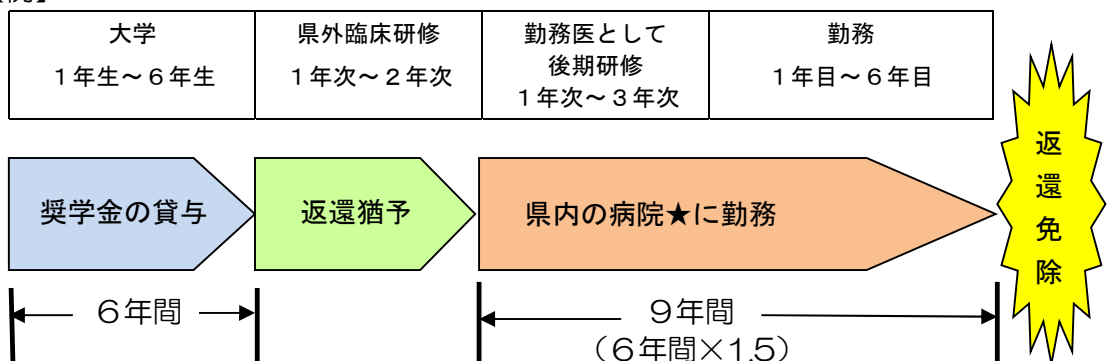
【例】



- (2) 医師免許を得た後、直ちに埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講して返還猶予(※)の決定を受け、当該返還猶予期間に引き続いて、貸与期間の 1.5 倍の期間、特定地域の公的医療機関に医師として勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をしたとき又は特定診療科等に医師として勤務したとき。

※ 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講し返還が猶予された後、引き続き後期研修の受講（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）をし、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が猶予された場合を含みます。

【例】



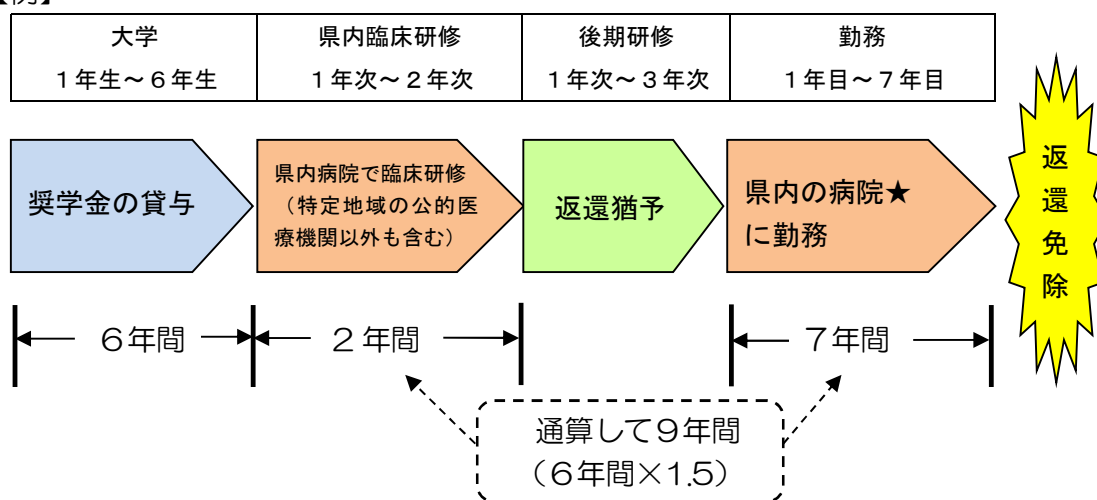
- (3) 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関に医師として引き続き勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をした後又は特定診療科等に医師として勤務した後、返還猶予(※)の決定を受け、当該返還猶予期間に引き続いて、再び特定地域の公的医療機関に

医師として勤務（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講している場合を含む。）をし、又は特定診療科等に医師として勤務した場合において、先の勤務期間と後の勤務期間を通算すると貸与期間の1.5倍となるとき。

※ 返還猶予は下記のいずれかの理由によります。

- ① 埼玉県外の臨床研修病院において臨床研修を受講しているとき。
- ② 後期研修を受講しているとき（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務している場合を除く。）。
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

【例】



★ …… 特定地域の公的医療機関 又は 特定診療科等に限る。

◇ そのほか、次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部又は一部を免除することがあります。

- ① 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- ② 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったとき。

4 奨学金の貸与の取消し・交付の停止

奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止します。

- (1) 県外の大学の医学を履修する課程に在学しなくなったとき。
- (2) 同種の奨学金の貸与を受けたとき。
- (3) 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思がなくなったと認められるとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

(例：留年)

※ 交付の停止の期間は、停止の原因となった理由が発生した日の属する月の翌月

から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間とします。

5 奨学金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければなりません。

- ① 奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。
- ② 医師免許を得た後、直ちに特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなかったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなかった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなかったとき（「2 奨学金の返還猶予」の（2）又は（5）により、奨学金の返還が猶予されている場合を除く。）
- ③ 埼玉県外の臨床研修病院で臨床研修を受講するため、後期研修を受講するため（特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する場合を除く。）又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、当該猶予期間に引き続いて特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなかったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなかった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなかったとき。
- ④ 大学を卒業する日の属する年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を得ようとする意思があると認められて返還猶予の決定を受けた者が、翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。
- ⑤ 奨学金の返還免除を受ける前に、特定地域の公的医療機関に医師として勤務しなくなったとき（特定地域の公的医療機関以外の埼玉県内の臨床研修病院で臨床研修を受講しなくなった場合を含む。）又は特定診療科等に医師として勤務しなくなったとき（「2 奨学金の返還猶予」の（2）、（3）又は（5）により、奨学金の返還が猶予されている場合を除く。）

(2) 奨学金の返還方法

返還する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、利息（※1）を合算した額を一括して返還しなければなりません。

なお、正当な理由がなく期日までに返還しない場合は、延滞利息（※2）が生じます。

※1 利率：年 10%、利息算定期間：最初に貸与した日の翌日から最後に貸与した日まで

※2 返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14.5%の割合を乗じて得た額となります。

奨学金貸与候補者の募集について

6 応募方法・期間

(1) 応募方法

埼玉県電子申請システム・届出サービス（以下、「電子申請システム」という。）
による電子申請

(2) 期間

令和7年6月20日（金）10時～令和7年7月18日（金）17時

※ 募集期間終了直前は回線が混雑する可能性がありますので、余裕を持って
ご申請ください。

7 応募手続き

次の（１）～（６）の手順により申請を行ってください。

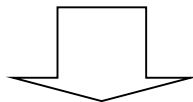
ただし、応募申請項目の中には、事前に回答の準備が必要な項目（字数制限がある
回答項目や家族状況など）があります。申請項目（１８ページ）を必ずご確認ください。
だき、あらかじめWordやメモ機能で回答を作成した上、手続きに進んでください。

なお、手続き後、8月3日（日）の小論文試験当日までに、受験票に貼付する顔写
真や調査書等をご用意いただく必要があります。申請をご希望の方は、早めに22
ページの応募書類提出チェックリストを確認し、必要書類をご準備ください。

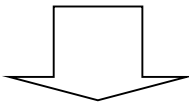
（申請項目（１８ページ）の回答をWordやメモ機能で作成）

※ 申込URL発行後は24時間以内に入力を開始する必要があります。

※ 入力画面は60分を経過するとタイムアウトとなります。



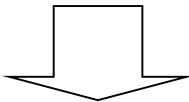
（１）電子申請システムの手続き申込みに進む



（２）申請内容の入力（コピー＆ペースト等）・申込み

※ コピー＆ペーストをした場合でも、入力内容はよく確認してください。

※ 申込み後、WEB画面上及び電子メールで整理番号とパスワードが発行されます。



(3) 申込状況の照会

- ※ (2)で発行された整理番号とパスワードを電子申請システム申込内容照会画面で入力すると、処理状況が確認できます。「処理待ち」と表示されていれば申込みは完了です。【画面イメージ①参照】
- ※ 申込内容照会画面ページ下部の「再申込する」「修正する」「取下げを依頼する」操作は禁止とします。【画面イメージ②参照】

【画面イメージ①】

申込内容照会

[ホーム](#) > [申込照会](#) > [申込詳細](#)

申込詳細	
手続き名	【テスト2】令和7年度埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考
整理番号	919935711716
処理状況	処理待ち
処理履歴	2025年5月12日19時5分 申込

「処理待ち」となっていれば申込完了です。
医療人材課での受付処理後、受理されます。

【画面イメージ②】

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

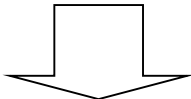
< 申込照会へ戻る

再申込する >

修正する >

取下げを依頼する >

「再申込する」「修正する」「取下げを依頼する」
操作は禁止とします。



(4) 受験票等の発行のメールの受信

- ※ 約1週間以内に申請の受理が完了し、申請されたメールアドレス宛てに受験票等の発行に関するメールが送信されます。

(5) 受験票等の確認

- ※ (4) のメール受信後、電子申請システムの申込内容照会画面において、再度整理番号とパスワードを入力してください。電子申請システム画面上で、受験票と応募書類提出チェックリストのダウンロードしてください。【画面イメージ③参照】
- ※ 申込内容照会画面ページ下部の「再申込する」操作は禁止とします。【画面イメージ④参照】

【画面イメージ③】

申込詳細	
※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。	
手続き名	【テスト2】令和7年度埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考
整理番号	919935711716
処理状況	処理中（返信済）
処理履歴	2025年5月28日10時0分 返信ファイルアップロード 2025年5月23日16時49分 メール送信 2025年5月23日16時47分 メール送信 2025年5月23日15時20分 受理 2025年5月12日19時5分 申込
返信添付ファイル1	R7 受験票 919935711716.pdf
返信添付ファイル2	応募書類提出チェックリスト.pdf

【画面イメージ④】

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

< 申込照会へ戻る 再申込する >

「再申込する」操作は禁止とします。

(6) 受験票、調査書等の準備

- ※ 受験票を A4 サイズで1部印刷し、顔写真を2カ所に貼付の上、小論文試験当日に受付にご提出ください。
- ※ 小論文試験当日は、調査書等の提出も必要です。（22ページの応募書類提出チェックリスト参照）
- ※ 応募書類提出チェックリストの提出は不要です。

8 選考

(1) 申請内容審査

応募があった者に対して、申請内容の審査を行います。

(2) 小論文選考

応募があった者に対して、8月3日（日）に実施します。

（場所：さいたま市内）

①分量、記載方法

分量は400字詰め用の用紙3枚。

空欄や句読点を含めて1,000字程度。

（800字超1,200字以内となります。）

②制限時間

70分

〈参考：昨年度の出題テーマ〉

【特定地域の公的医療機関志望コース】選択の方

「埼玉県の医師不足地域において、求められる医師像と私ができること」

【産科・小児科・救命救急センター志望コース】選択の方

「埼玉県内の産科・小児科・救命救急センターにおいて、求められる医師像と、私ができること」

(3) 面接選考

（1）及び（2）に合格した者に対して、9月28日（日）に実施します。

（場所：さいたま市内）

(4) 最終選考結果

10月16日（木）までに面接選考受験者全員（欠席者を除く。）に発送（郵送）します。

(5) 留意事項

- ・ 選考は、応募時に選択いただいたコースに基づき実施します。なお、貸与候補者の決定は2コース共通で行います。
- ・ 最終選考に合格した方は、「貸与候補者」として、順位をつけて通知します。
- ・ 災害、感染症の拡大等により小論文選考及び面接選考を実施しないことがあります。
- ・ 令和8年度の県外の大学医学部への入学が決定しないと、奨学金の貸与を受けることはできません。
- ・ この奨学金と同種の奨学金の貸与を受ける場合は、本奨学金の貸与を受けることはできません。

奨学金貸与候補者となった場合の手続について

9 奨学金の貸与の申請

奨学金貸与候補者は、大学の入学決定後に申請書類を提出していただきます。

10 申請（大学入学決定後）に必要な書類

（１）申請者本人

- ① 埼玉県医師育成奨学金貸与申請書（様式第１号）
- ② 誓約書（様式第２号）
- ③ 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（コピー不可）
- ④ 埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書
- ⑤ 奨学金の振込先金融機関の預金通帳の写し
（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号を確認できるページ）
- ⑥ 大学の合格通知書の写し

（２）連帯保証人２人

- ① 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（コピー不可） 各１通

〈連帯保証人について〉

貸与申請時の誓約書及び貸与終了時の借用証書に連帯保証人の保証が必要となりますので、あらかじめ内諾を得てください。

なお、貸与決定後に連帯保証人を変更することはできません。ただし、死亡や破産等のやむを得ない事由がある場合は除きます。

※ 返還が滞ると、連帯保証人に返還していただくことになります。

〈連帯保証人の要件〉

- （１）継続・安定した収入が見込まれること。
- （２）返還が滞った際に、直ちに返還することができること。
- （３）連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。

11 申請書類の提出方法

簡易書留による郵送により、埼玉県医療人材課に提出してください。

（提出先） 〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2
埼玉県立小児医療センター8階
埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

12 借用証書の提出

奨学金の貸与が終了したときは、遅滞なく「埼玉県医師育成奨学金借用証書」を作成し、提出してください。

借用証書には、申請者本人の記名のほか、連帯保証人（様式第2号の誓約書に記名した者と同一の者）2名の記名が必要です。

また、借入額に応じて収入印紙を貼っていただくことになります。

13 貸与後の諸手続

(1) 通常提出しなければならないもの

	事 例	提出書類	備 考
1	大学に在学しているとき	・ 在学届 在学証明書を添付	毎年 4/1～ 4/30 に提出 (入学年も含む)
2	大学を卒業したとき	・ 卒業届 卒業証明書を添付 ・ 埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
3	医師免許を得た後、臨床研修の 受講を開始したとき又は修了し たとき	・ 臨床研修受講開始(修了)届 ・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	返還猶予申請 書は臨床研修 開始時に提出
4	臨床研修修了後、特定地域の公 的医療機関に医師として勤務し たとき又は特定診療科等に医師 として勤務したとき(臨床研修 を受講している場合を除く。)	・ 勤務届 ・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	
5	後期研修の受講を開始したとき 又は修了したとき	・ 後期研修受講開始(修了)届 ・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	返還猶予申請 書は後期研修 開始時に提出
6	奨学金貸与期間の1.5倍の期間、 特定地域の公的医療機関に医師 として勤務するなどして奨学金 が返還免除となるととき	・ 埼玉県医師育成奨学金 返還猶予(免除)申請書 理由を証する書類を添付	

(2) 変更事項等がある場合に提出しなければならないもの

	事 例	提出書類	備 考
1	本人又は連帯保証人の住所や氏 名に変更があったとき	・ 届出事項等変更届 変更事項を証する書類を 添付	
2	勤務届で届け出た事項に変更が あったとき	・ 届出事項等変更届 変更事項を証する書類を 添付	

3	休学し、又は停学処分を受けたとき	・退学等届	
4	復学し、又は停学の期間が満了したとき	・退学等届	
5	退学等になったとき	・退学等届 ・埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
6	同種の奨学金の貸与を受けたとき	・埼玉県医師育成奨学金 貸与辞退届 ・埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
7	奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき	・埼玉県医師育成奨学金 貸与辞退届 ・埼玉県医師育成奨学金 借用証書	
8	留年したとき	・退学等届	
9	臨床研修若しくは後期研修の受講を辞退・中断するとき又は病院からそれらの受講の承認の取消し・中断を命ぜられたとき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予の理由消滅届	
10	大学を卒業する日の属する年度の医師国家試験に不合格となり、翌年度の試験を再度受験しようとするとき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
11	災害や疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
12	本人が死亡し、奨学金の返還猶予又は免除を受けようとするとき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予（免除）申請書 理由を証する書類を添付	
13	医師国家試験に不合格となり、翌年度に再度試験を受けるために返還猶予を受けている期間又は災害、疾病その他やむを得ない理由により返還猶予を受けている期間に、返還猶予を受けることとなった理由が消滅したとき	・埼玉県医師育成奨学金 返還猶予の理由消滅届	

【提出先・問合せ先】

（平日の8時30分～17時15分）

埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階

電話 048-601-4600

メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp

14 Q&A

〈応募について〉

Q1 応募の際、所得制限はありますか？

A1 所得制限は設けていません。

Q2 他の奨学金等の貸与を受けていても、応募はできますか？

A2 一般的な奨学金等で、返還免除を受けるための条件として勤務先や勤務期間などが指定されていないものであれば、他の奨学金等の貸与を受けていても応募することはできます。

Q3 本出身者奨学金と重複して、埼玉県地域枠入学試験（埼玉医科大学、順天堂大学、日本医科大学、日本大学、北里大学、東京医科大学、東京科学大学、獨協医科大学）に応募出来ますか。

A3 応募は出来ますが、埼玉県地域枠入学試験に合格した場合は、本出身者奨学金の権利は無くなり、必ず埼玉県地域枠入学試験の合格した大学に入学していただきます。

Q4 高校を卒業して数年経過してしまっているのに調査書や成績証明書を取得することができません。どうしたらよいですか？

A4 調査書の取得ができない場合は、「卒業証明書」（卒業証書の写しは不可）と「成績証明書」を提出してください。成績証明書の取得ができない場合は、かわりに「単位取得証明書」を提出しても差し支えありません。

Q5 調査書、成績証明書はいつの成績まで記載されているものが必要ですか？

A5 特に定めはありませんが、できる限り直近のものを提出してください。

Q6 選考や貸与候補者などの決定は、選択したコースごとに行うのですか？

A6 申請内容審査や面接などは選択いただいたコースに基づいて行います。一方、貸与候補者や補欠貸与候補者の決定は2コース共通で行います（コース別に募集定員を設けるものではありません）。

Q7 選択したコースを変更することはできますか？

A7 選択いただいたコースは、貸与決定まで変更することはできません。入学後、適性などにより希望する進路に変更が生じたような場合、面談などを通じてフォローアップを行っていきます。

〈奨学金の貸与について〉

Q1 奨学金はどのような方法で貸与されますか？

A1 貸与者本人名義の金融機関の口座に、4半期ごとに3か月分を一括して振り込みます。

Q2 親の名義の口座に奨学金を振り込んでもらえますか？

A2 できません。

Q3 貸与候補者に決定しましたが、大学入学試験に合格できなかった場合はどうなるのですか？

A3 貸与候補者としての資格を失いますので、奨学金の貸与を受けることはできません。再度貸与候補者となることを希望する場合は、翌年度以降に改めて、本奨学金制度に応募する必要があります。

〈返還猶予等について〉

Q1 医師国家試験に合格できなかった場合は、奨学金を一括返還しなければなりませんか？

A1 大学を卒業する年の医師国家試験に合格できなかった場合でも、その翌年の国家試験に合格すれば、一括返還の必要はありません。大学を卒業する年の翌年の国家試験に合格できなかった場合は、貸与を受けた額を一括して返還していただきます。

Q2 特定地域の公的医療機関や特定診療科等で後期研修を受ける場合は返還猶予になりますか？

A2 返還猶予になります。また、勤務医として後期研修を受講する場合は、その期間は返還免除に必要な期間に算入されます。特定地域の公的医療機関以外や特定診療科等以外で後期研修を受講しているときは返還猶予になりますが、その期間は返還免除に必要な期間に算入されません。

〈その他〉

Q1 連帯保証人は誰でもよいのですか？

A1 2名の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者（連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。例：父親と同一生計でない祖父は可、同一生計下の両親は不可）で、返済能力があることが必要です。

Q2 手続に必要な書類はどこで入手できますか？

A2 埼玉県医療人材課のホームページからダウンロードできます。

15 問合せ先

埼玉県 保健医療部 医療人材課 医師確保対策担当

〒330-8777

さいたま市中央区新都心1-2

埼玉県立小児医療センター8階

電話 048-601-4600

メール a3560-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県医師育成奨学金貸与候補者選考応募申請項目

□…必須回答項目

■…任意回答項目

□ 選択コース（以下から選択）

- ・ 特定地域の公的医療機関志望コース
- ・ 産科・小児科・救命救急センター志望コース

□ 氏名・フリガナ

□ 生年月日

□ 年齢

□ 郵便番号・都道府県・住所

□ 携帯電話番号（電話番号）

※ 持っていない場合は日中に連絡がとれる電話番号を入力してください。

□ 家族状況

※ 氏名／（続柄）／（年齢）／職業／（同居又は別居）を例にならって箇条書きで記載してください。

【例】

- ・ 埼玉 太郎（父）（50）〇〇〇株式会社（同居）
- ・ 埼玉 花子（母）（50）〇〇病院看護師（同居）
- ・ 埼玉 一郎（兄）（20）〇〇大学 （別居）

□ 卒業した 又は 在学する高等学校等の学校名

※ 正式名称で入力（〇〇高等学校等と入力）する必要があります。ただし、「県立」「私立」「市立」などの入力は不要です。また、予備校は除きます。

□ 学校区分・学校の所在地（都道府県）

※ 学校区分は、高等学校（県内公立／県内私立／県外公立／県外私立／国立）又はその他（大学等）から選択。

□ 修学区分（以下から選択）

※ 令和8年3月卒業見込み／令和7年3月卒業／令和6年3月卒業…など

☐ 第一志望大学・第二志望大学・第三志望大学

※ 現時点での志望順位で構いませんので、第三志望大学まで入力してください。

☐ 自己PR

※ 300字以上400字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

☐ あなたが医師を目指す理由

※ 300字以上400字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

☐ 埼玉県医師育成奨学金に応募する理由

※ 300字以上400字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にするため、段落をつけ体裁を整えて入力してください。

■ 高等学校等での学業以外の活動（部活・委員会等）

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

■ 社会参加の経験（ボランティア・アルバイト等）

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

■ 表彰歴

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

【例】埼玉県中学生夏季水泳大会自由形 50m7 位（中3）

■ 資格・検定

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

【例】実用英語検定2級（高1）

■ 趣味・特技

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

■ 長所・短所

※ 200字以内で入力してください。

※ 面接の際の参考にします。

☐ 申請年月日

※ 申請手続きを行った日付を入力してください。

☐ 本人同意

※ ①記載事項に相違がないこと、②埼玉県医師育成奨学金貸与制度に同意することについて、チェックボックス2カ所にチェックを入れてください。

申請項目は以上です。

Word やメモ機能を用いて回答が作成できましたら、ホームページから申込手続きに進んでください。

令和7年度埼玉県医師育成奨学金 応募書類提出チェックリスト

提出書類

次の書類を、8月3日の小論文試験当日、受付に提出してください。

① 高等学校等に在学中の者

☐ 受験票

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ 調査書(高等学校(中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。)を卒業、高等専門学校の第3学年の課程を修了、専修学校の高等課程を修了する見込みであることが記載されているもの)

取得できない場合は、次の①と②でも可

①卒業見込証明書等

②成績証明書(取得できない場合は通知表のコピーなど成績がわかるもの)

☐ 埼玉県外の学校に在学中の者のみ、応募者の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

② 高等学校等を卒業(修了)した者

☐ 受験票

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ 調査書(高等学校(中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。)を卒業したこと、高等専門学校の第3学年の課程を修了したこと、専修学校の高等課程を修了したことが記載されているもの)

取得できない場合は、次の①と②でも可

①卒業証明書等

②成績証明書(取得できない場合は通知表のコピーなど成績がわかるもの)

☐ 埼玉県外の学校を卒業(修了)した者のみ、応募者の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

③ 高等学校卒業程度認定試験合格者(又は合格見込みの者)

☐ 受験票

※ 写真(3か月以内に撮影。無帽・無背景・マスク無しのもの(裏面に氏名記入)。縦4cm×横3cm)を貼付すること。

☐ 高等学校卒業程度認定試験合格証明書又は高等学校卒業程度認定試験合格見込成績証明書

☐ 応募者の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)(応募者が県外に住所を有する場合は、更に親が県内に住所を有することを確認する書類として親の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)及び応募者と親との続柄が確認できる戸籍謄本等)

記入方法

入学決定後の提出書類

様式第1号（第4条関係）

埼玉県医師育成奨学金貸与申請書

提出日を和暦で記入すること。
(例) 令和8年4月1日

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

申請者が自署すること。

年 月 日生

埼玉県医師育成奨学金の貸与を受けたいので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 在学（出身）の高等学校等

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 卒業年月 年 月卒業（見込み）

「卒業」か「（見込み）」か、該当しない文言を二重線で消すこと。

2 大学の名称及び学部・学科名

大学

学部

学科

原則月額 20 万円

3 貸与申請金額 月額 円

—大学に入学するために必要な費用— 円

4 貸与申請期間 年 月から 年 月まで

令和8年4月から大学卒業の年月までを記入すること。

※ 申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

親権者（未成年後見人） 住所

氏名

続柄

記入方法

入学決定後の提出書類

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

私は、下記のとおり埼玉県医師育成奨学金貸与条例（以下「条例」という。）の規定による奨学金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく埼玉県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において条例に規定する期間、医師として勤務し、奨学金の返還の事由が生じたときは、遅滞なく、貸与を受けた奨学金を返還し、及び条例第4条の2に規定する利息を支払うことを誓約します。

なお、条例若しくは規則の規定に違反したとき、又は埼玉県医師育成奨学金貸与申請書等の埼玉県知事宛てに提出した書類に虚偽の記載があったときは、奨学金の貸与の取消し又は交付の停止をされても異議ありません。

申請者が自署すること。

申請者 住所
氏名

申請者が条例の規定により貸与を受ける奨学金に係る下記の返還等の債務について、連帯して保証します。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

連帯保証人がそれぞれ自署すること。

連帯保証人 住所
氏名
生年月日 年 月 日生
申請者との関係
電話番号

奨学金の額と貸与期間は、医師育成奨学金貸与申請書の内容と揃えること。

記

- 1 奨 学 金 の 額 月額 円
大学に入学するために必要な費用 円
- 2 奨学金の貸与期間 年 月から 年 月まで
- 3 利 息 の 額 条例第4条の2及び規則第9条の2の規定により、奨学金の貸与の額に年10%の割合を乗じて得た額
- 4 延 滞 利 息 の 額 奨学金の返還事由が生じ、定められた期日までに返還等の債務を履行しなかった場合、条例第11条の規定により、返還すべき奨学金の額に年14.5%の割合を乗じて得た額

記入方法

入学決定後の提出書類

埼玉県医師育成奨学金口座振込依頼書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

提出日を和暦で記入すること。
(例) 令和8年4月1日

住 所

氏 名

埼玉県から貸与される埼玉県医師育成奨学金については、下記の口座に振り込みをお願いします。

記

該当するものを○で
囲むこと。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合
本・支店名	本店 支店 本所 支所
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

※ 預金通帳の写し（金融機関名、店名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できる部分）を添付すること。

記入方法

毎年4/1～30（入学年度含む）の提出書類

提出日を和暦で記入すること。

在 学 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

貸与番号

申請者が自署すること。

県外の大学において医学を履修する課程に下記のとおり在学していますので、埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）第13条の規定により届け出ます。

なお、引き続き、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、大学を卒業し、医師免許を得た後は、埼玉県医師育成奨学金貸与条例第8条第2号、第3号又は第5号のいずれかに該当する場合を除き、同条例及び規則の規定に基づく県内の特定地域の公的医療機関又は特定診療科等において医師として勤務する意思を有しています。

記

1 在学している大学名及び学部・学科名

大学

学部

学科

2 在学している学年

第

学年

3 添付書類

在学証明書

記入方法

収入印紙
 100 万円まで 1,000 円
 500 万円まで 2,000 円
 1,000 万円まで 1 万円
 5,000 万円まで 2 万円

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県医師育成奨学金借用証書

借入額に応じて収入印紙を貼り、本人と連帯保証人 2 名の計 3 名の印で消印すること。

提出日を和暦で記入すること。

年 月 日

本人が自署すること。

住所
 氏名
 生年月日
 電話番号
 貸与番号

連帯保証人がそれぞれ自署すること。

連帯保証人 住所
 氏名
 生年月日 年 月 日生
 本人との関係
 電話番号

連帯保証人 住所
 氏名
 生年月日 年 月 日生
 本人との関係
 電話番号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例に基づき、下記のとおり金額を借用しました。

記

借受け期間	(年 月から 年 月まで 年 月から 年 月までを除く)
借用金額	円 (うち利息 円)

※ 借用金額に応じて収入印紙を貼り、本人及び連帯保証人 2 名の計 3 名の印で消印すること。